

平成30年度 第2回習志野市安全で安心なまちづくり協議会の概要

会議名	平成30年度 第2回習志野市安全で安心なまちづくり協議会
開催日時	平成30年11月13日(火) 午前10時から午前11時17分
開催場所	市庁舎5F会議室5-3
出席者	委員：飯田会長、田中副会長、三代川委員、五関委員、鈴木委員、野手委員、小林委員、石井委員、寺井委員、山本委員、足立委員、橋爪委員、井上委員、榎本委員（15名中14名出席、欠席：小熊委員） 事務局：協働経済部 竹田部長 防犯安全課 平野課長、山平、野村 傍聴人：0名
議題及び会議の概要	第2回習志野市安全で安心なまちづくり協議会 (1) 開会 (2) 「習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画（案）」について (3) その他 (4) 閉会
	第2回習志野市安全で安心なまちづくり協議会 (1) 開会 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則第3条第2項に基づき、飯田会長に議事進行。 (2) 議事「習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画（案）」について、事務局より、資料に基づき説明。 第1期実施計画期間中に実施した内容を踏まえ、第2期実施計画をより充実した内容にしていきたい。 実施計画策定の主旨について 市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的に2015年度から2025年度までを計画期間とした習志野市安全で安心なまちづくり基本計画に基づき、市・市民・事業者が実施する具体的な施策等を明確にした、こちらの第1期実施計画が平成30年度をもって満了する。 この第1期実施計画に基づき防犯の各施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数が減少するなどの一定の成果を得られている。 そこで、こちらの基本計画に基づき作成した、第1期実施計画の実績、成果等を踏まえ、更に充実かつ効果的に施策が推進できるよう第2期実施計画を策定する。 なお、「習志野市安全で安心なまちづくり第2期実施計画（案）」については庁内連絡協議会を10月23日に開催し素案を作成したものである。 【変更点等の説明】

赤で印字された部分については、前実施計画から変更・修正を行った。

第1期実施計画にも定められている、「高齢者を狙った犯罪に対する施策」及び近年増加している空家等への施策について、変更し掲載している。

【各ページの説明】

1ページ目、1、「実施計画策定の趣旨」といたしましては、冒頭でお伝えしたとおり、防犯の各施策について、更に充実かつ効果的に推進することを目的としている。

平成15年度と平成29年度の対比では、犯罪発生件数が3分の1となっている。また、第1期実施計画の初年度である平成27年度と平成29年度の対比では件数で申し上げますとマイナス289件、約16%の減となっており、一定の成果が得られている。

2、「実施計画の期間」については、基本計画の目標年次である2025年度までの計画期間を見据えながら、第2期実施計画の期間を2019年度から2021年度までとしている。

3、軽微な修正として、(5)に、「作製」を追加している。これは、防犯マップの作製はこの字が適しているためである。

5、「施策の体系」については、基本計画及び実施計画での「基本的な考え方」の表示に合わせている。

次の4ページ目以降に、基本的な考え方、各施策、事業概要及び数値目標等を記載している。

4ページ目(1)自らを守る意識の高揚について、前実施計画9ページ目、「自主・自立の精神の醸成」を踏襲しており、主な施策としては、防犯安全課が中心となって行っている啓発事業、具体的には「防犯研修会の開催」、「市内7駅での防犯キャンペーン」「安全で安心なまちづくり市民大会の開催」また広報紙やHP等を活用した周知・啓発を行い、市・市民・事業者の防犯意識の高揚を図る。

また、これまで同様にキラットジュニア防犯隊には、犯罪被害者にならない。犯罪加害者にならない。犯罪をさせない。このスローガンを実現するための知識等を学び、自らを守る意識の高揚をはかる。

6ページ目、「情報発信と情報共有のさらなる推進」について。

前実施計画7ページ目、「市・市民・事業者の相互信頼を基にした自主的な連携」を踏襲しており、主な施策としては、1つ目、市の施策(1)「連携体制の推進」、④「交番の適正な配置」欄において、移動交番車2台の活用について、警察との協議を行う。

具体的には、平成30年3月末より1台の増車になったことから有効的な運用について習志野警察署と協議をする。

2つ目、市の施策(2)「市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備」、②「連絡体制の推進」欄について、パトロール実施者への研修会を年2回実施するなど、警察等への通報等の連絡体制の充実を図る。

8ページ目(3)協働による地域防犯活動の推進について、前実施計画8ページ目、「市・市民・事業者の協働意識の醸成」を踏襲しており、主な施策は、広報紙、HP等を活用した周知啓発。また防犯キャンペーン等の開催。子ども110

番の家の拡充。さらに市の施策（２）「高齢者等を対象とした施策の推進」、④「高齢者を対象とした、新たな犯罪に対する施策の推進」欄について、近年増加している「電話d e 詐欺」撲滅に向けた取り組みとして、平成30年6月28日に、習志野市、連合町会連絡協議会、商工会議所、防犯協会及び習志野警察署で締結した協定を継続し、高齢者が詐欺などの犯罪に巻き込まれないよう努めていく。

10ページ目（４）犯罪防止に重点を置いた都市環境整備について、前実施計画10ページ目、「都市環境整備」を踏襲しており、主な施策としては、道路照明、防犯灯及び公園における照明灯の整備を行う。

また、市の施策（１）「犯罪防止に配慮した都市環境の整備」、⑩「空家等の対策」欄については、空家等対策計画に基づき管理不全空家に対して、所有者調査、立入調査等を行うとともに、問題のある空家等がないか、防犯パトロール実施時に確認を行い犯罪防止に重点を置いた都市環境整備に努めていく。

【まとめ】

第2期実施計画（案）では、基本計画との整合を図り、また、第1期実施計画を参考とし、より具体的な施策を記載している。

本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等を的確に把握し、更に充実かつ効果的に施策が推進できるよう、努めていく。

■質疑等

【委員】照明灯と防犯灯の違いを教えてください。

【事務局】・照明灯は、道路照明灯を指す。

- ・主に市道、県道、国道の大きな道路を照らす照明。
- ・習志野市で管理している道路照明灯は約2,200灯。
- ・防犯灯は、主に歩行者の安全の確保をするもの。防犯安全課管理。
- ・防犯灯はLEDで、約9000本。
- ・道路照明灯は強いルクスの光となっているが、防犯灯は道路照明灯よりも照度は弱い。

【委員】14号線が暗いため、今後設置を検討してほしい。

【事務局】・市道においては道路課との協議、

国道であれば国、あるいは（県道であれば）県との協議になる。

【委員】犯罪発生件数の推移は3分の1とかなり減っているが、習志野市を含め、全国的にも同じか。

【事務局】・全国的に見ても、平成14年、15年が犯罪のピークであった。

- ・平成14年、15年は自転車カゴの前後ろからのひったくりが非常に多かった。
- ・警察、市民の意識の向上、パトロールの協力の効果があらわれ、犯罪が減少していると認識している。

【委員】<補足>

- ・平成14年、全国的に285万件ほど犯罪が発生していたが、当時の警察庁長官が考え方を変え、「犯人の検挙」から、「犯罪の抑止」に向けることとなった。
- ・ボランティアの方々を支援し、「自分たちのまちは自分たちで守

る」というなかで、平成15年から徐々にそういった方が増えて、全国的に、千葉県、習志野市と同じように減少している。

【委員】第二斎場ができると通行量が増えるので、茜浜地区の道路照明を増やしていただきたいのだが可能か。

【事務局】・第二斎場は茜浜の海岸沿いにある施設で、来年（2019年）9月に稼働予定。

・稼働後は人通りが多くなるという情報は入っているが、現時点では多くの市民が通行する箇所に重点的に防犯灯を設置している。

・今後、徒歩、自転車・バイク等が増えることが想定されるため、健康福祉部とも足並みを揃え、防犯灯を設置するなどの安全・安心を図っていく。

【委員】6ページ、市の（3）保、幼、こども園、小中学校等における安全対策の推進の②の備考欄の中で、通学路安全対策協議会年3回開催、安全点検年1回とあるが、この安全対策協議会はどういうものをイメージすればよいか。

【事務局】・教育委員会が所掌している。

・小中学校の教頭、PTA連絡協議会の代表者、道路課長、学校教育課長、教育委員会が必要と認めるもので構成される

・年3回（5月、7月、11月）、通学路の安全点検を行っている。

・7月は5日間をかけて、市内の小中学校2か所ずつ、危険だと思われる場所を、教頭等が指定し、道路管理者等同行し点検する。

・市だけでは改善できない部分もあるため、習志野警察にも情報を提供し、協議している。

【委員】通学路安全協議会に警察は参加していないのか。

【事務局】習志野警察署交通課長と担当者が参加している。

【委員】・松戸や新潟の事件等があり、通学路、登下校の防犯プランが閣僚会議で示されている。

・通学路の安全対策を構築していくため、今後、生活安全課長も協議会へ参加したいと考えている。

【事務局】ご協力いただければと思います。担当課にすぐに情報を入れさせていただきます。

【委員】6ページ、市（2）の②侵入者に対する防犯機器の活用で今現在設置されている、市内の幼稚園、小中学校の防犯カメラなどを常に確認する職員の配置が校内ではほぼ無理ではないかと思っているが、活用をどのように考えているのか。

【事務局】・市内の小中学校で、今現在で18台防犯カメラの設置がある。

・職員室から正門、校門が見えにくいところに正門等があるところには設置するという考え方がある。

・見通しの良い場所には設置していない。

・配置については、屋敷小学校においては、モニターの前に人がいて随時、確認を取っているとのこと。

・その他の小学校では、随時ではなく、必要に応じて確認を取り、犯罪被害防止にカメラを活用している。

【委員】市内小学校が16校というなかで、設置されている防犯カメラが18台というのは、設置されている学校とない学校があるのか。

【事務局】すべての学校には設置されていない。

・8校に設置されており、一番多いところで4台、少ないところでは1台。

- ・屋敷小学校…4台
- ・大久保小学校…3台
- ・向山小学校…1台
- ・谷津小学校…2台
- ・鷺沼小学校…2台
- ・実籾小学校…1台
- ・谷津南小学校…1台
- ・津田沼小学校…4台

【委員】中学校はどうか。

【事務局】今のところ中学校には設置はない。

【委員】今後、学校への防犯カメラの設置予定などはあるのか。

【事務局】教育委員会では平成31年度予算では他の学校も要求をしている。

【委員】学校からの要請があるということか。

【事務局】各施設管理者の責務において、防犯カメラの導入するか否かは出していただいているので、各学校での予算要求作業となっている。

【委員】各学校で防犯カメラの前に常駐できるような人員配置はかなり難しいのか。

【委員】随時カメラの映像を確認できれば、犯行の瞬間を捉えることができるかもしれない。

【委員】個人情報保護の観点から、了解なく人の姿を映す、データを収集するといった、目的・手段の正当性を整理する必要がある。

・防犯カメラを設置するだけでなく、「防犯カメラを設置しています」ということをアピールすることも大事といわれている。

・できるだけ抑止を図るということになっている。

【委員】維持管理は学校がやっているのか、警備会社でやっているのかという詳細について規約の中で決めたものがあるのかどうか知りたい。

【事務局】カメラ設置については、習志野市防犯カメラ設置運用基準がある。

・この基準に基づき、小学校や他の施設にも設置している。

・媒体について、基準にもうたっている。

・捜査機関から依頼があった場合は、法律に基づいてデータを警察へ提供している。

・他の施設では委託している部分もあるが、小学校については委託していない。

【委員】時間のずれなどの不具合が日常起きる。正確でないと警察の資料と

して利用することが難しい。維持管理を含めた形で整備が必要ではないか。かなり費用負担はかかると思うが、設置だけでなく運営についても検討が必要ではないか。

【委員】・ある学校では、防犯カメラを設置すると同時に防犯カメラを設置していますという看板を大きく取り付けた。犯罪抑止というのが非常に大きいと思っている。

・市内防犯カメラ設置校も、基本的には録画はチェックしていない。新しいものが記録されて、古いものが削除されていくものを取り入れていて、何かあった時にということで設置している。

・第1回協議会の時に申し上げた通り、カメラ自体の購入・設置費用はPTAの会費で出している。

・今年度から保守点検の費用もつけた。管理会社に委託するのがいいが、学校の予算では出せない。

・防犯カメラの予算を市にお願いするがいいのですが、一方でエアコンの話が出ている。学校については、老朽化や、トイレの改修が今行われているなど、いろいろある中で予算が回ってこないのが現状である。

・PTA自身でやれることをするしかない状況。

・屋敷小のモニターを見る人員についてだが、PTAだけでは人が足りない。地域の方にご協力をいただいていると聞いたことがある。

・人手を確保するのが難しい。ほかの学校は記録していくカメラをつける方向。新しくつける学校のほうはその傾向が強いと思われる。

【事務局】・現在の防犯カメラ設置数は、小学校、道路管理者が管理しているエレベーター、あるいは習志野市のほうで管理しているひたくり防止のための防犯カメラ等148基。

・今年度、梅林公園前に新設するトンネル内に2基設置する。

・防犯安全課では、市内の危険な場所の確認を取りながら、設置に向け予算要望を進めている。

・各商店会で防犯カメラが49台設置されていることを確認している。

・抑止力ということを含め、防犯カメラ1台につき看板をつけるということは、安価にできることから、防犯カメラ稼働中の看板設置をしていく。

【委員】・歩道で自転車とお年寄りがぶつかる事故もある。高校生になると自転車に乗りながらスマホを操作したり、乗り方がなっていない。安全確認をせず、自分の意のまま運転して、スピードを出してしまう。その点を今後考えていただきたい。

【事務局】・自転車の事故が全国的に多発していると聞いている。

・加害者になると、損害賠償が何千万と多額になった判例もある。

・習志野市も自転車のマナー、交通安全ということで小中学校の生徒を対象に随時安全教室を実施している。

・スケアードストレイトという、スタントマンが車やバイク、自転車等を使用して、実際の事故を演じる形で生徒たちに体験してもらう事業を進めている。

・小学校、新中学1年生に対して、自転車マナー五原則が掲載されたパンフレットの配布、あるいは保護者への周知をしている。

・現在、高校生についてはアプローチしていないため、今後検討する。

・成人式に来る社会人、大学生に成人式の中で若い人の自転車のマナーについて啓発している。

【委員】・京成大久保駅の脇の踏切が非常に危険である。電車も人も車も絡んでいつ事故が起きるかわからない。高校生だけでなく、周辺の大学生等にも自転車マナーを啓発してほしい。

【事務局】・特に朝夕交通量が多い時間帯が危険。

・今後、各大学、日大と東邦大への投げかけあるいは、京成電鉄、道路管理者あるいは、商店会の方も含め啓発に努める。

【委員】小、中学校の子どもはいいが、その保護者のマナーが悪いのではないか。保護者に対しても、マナーの啓発について考えていただきたい。

【事務局】・保護者へのアプローチが確かなものがすぐ見当たらないが、まずは啓発から進めていきたい。

・ご意見、アイデアを参考に、交通マナー特に自転車のマナーについて、今後向上するよう検討していく。

【委員】空家等の適正管理について。家屋が建っていることで固定資産税が減税される。犯罪や火災などに不安があるが、その点の指導や、協力してくれた件数に変化はあったか。

【事務局】・非常に悪い物件、特定空家等候補は12件ある。

・候補から特定空家等になったものは5件。

・そのうち、指導などの措置をしたのちに解体された物件が1件。

・特定空家等候補だったが、改善依頼文書を送付し、解体、除却された物件が1件。

・特定空家等と判定されたが、修繕された物件もある。

・特定空家等候補の物件で、平成28年度は居住していなかったが、立ち入り調査をする前段の外観調査で居住していると分かったもの、また、住み始めたというところが3件あった。

・土地の所有者と家屋の所有者が別の方であり、土地の所有者が公的な機関かもしれないということで、今調査を進めているところが1件。

【委員】・通常の夜間のパトロール以外に、犬を連れた「ワンワンパトロール」が少しずつ増えている気がするが、ワンワンパトロールに登録している団体数は。

【事務局】・ワンワンパトロール登録は11団体。

・ワンワンパトロールというのは具体的に犬を散歩させる時にリードに目印をつけて、犯罪の抑止を図っていただいている団体である。

	<p>【委員】通常のベストを着てというのは集まりにくくなってしまっている。犬を連れてのワンワンパトロールのほうが自主的にやっていただくことが見受けられるので、そっちのほうが自然体だと感じた。</p> <p>【事務局】これは予算の要求なので定かではないが、ワンワンパトロールのリードを追加で要求しようと思っている。</p> <p>【委員】子ども110番の家は事業者も登録可能か。</p> <p>【事務局】事業者の登録もある。</p> <p>【委員】商工会議所の会員の事業者などPRはしたのか。</p> <p>【事務局】・防犯安全課としては行ってない。 ・商工会議所の協力を得て、市内の事業者が集まる会議でチラシを配布する。教育委員会に提案する。</p> <p>【委員】・犬の散歩のときに個人でリードをつけてパトロールすることは可能か。</p> <p>【事務局】・個人でやっていただいても問題はない。 ・団体といっても5人で作っていただいて、散歩は各自で朝夕夜含めてやっていただく、あとは月2回ほど合同でしていただいている、などの団体もある。</p> <p>(3) その他 今日、ご意見いただきましたことについて、さらなる検討をさせていただき、実現に向けて進めさせていただこうと考えている。 次回、第3回の安全で安心なまちづくり協議会につきましては、平成31年2月14日木曜日、15時30分から17時00分予定している。</p> <p>(4) 閉会</p>
問合せ先	<p>所 管 課：協働経済部 防犯安全課 電話番号：047-451-1151 (内線245)</p>